

会員に関する規則

(会員の種類)

第1条 会員は、第6条及び第8条の規定をうけて、一般正会員、学生会員、賛助会員の3種類とする。

2 各会員の権限及び会費については、以下のとおりとする。

(1) 正会員 正会員は、総会での議決権を持つ。

ア、入会金 3,000 円

イ、月会費 1,000 円

(2) 学生会員 学生会員は、学校に籍を置くもので、総会での議決権を持たない。学生会員は、18歳以上と未満で入会費が異なる。

18歳以上

ア、入会金 0 円

イ、年会費 1,000 円

18歳未満

ア、入会金 0 円

イ、年会費 500 円

(3) 賛助会員 賛助会員は、当団体の活動に賛同するものでなり、総会での議決権を持たないが、機関紙などの情報提供を受けることができる。

ア、入会金 0 円

イ、月会費 1,000 円（一口）*何口でも可能。

(入会手続)

第2条 正会員及び賛助会員は、下記の通り入会を申込みものとする。

入会申込書及び口座振替申込書をFAXか郵送または、E-mailで事務局に提出。正会員については、提出時に入会金を納めるものとする。

(2) 事務局にて入会処理を行う。

(3) 入会手続完了の案内を事務局より発送する。

(4) 入会完了

(会費の徴収)

第3条 入会金は入会時に支払うものとする。

2 月会費は、毎月27日を引き落とし日とする。

3 学生会員については、事務局に支払うものとする。

(口座)

第4条 当会の口座は、ゆうちょ銀行、沖縄銀行及び琉球銀行の口座として開設する。

(脱会時の返金)

第5条 会員が事業年度の途中で脱会しても、会費は返却しない。

付則

1, この規則は、平成23年6月4日から施行する。